

石川県公報

平成27年10月16日
第12843号（金曜日）
毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示		公 告	
○一般競争入札の落札者等	(管財課) 1	○石川県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表	(水産課) 4
○介護扶助のための居宅介護を担当させる機関の指定	(厚生政策課) 1	○都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧公告	(都市計画課) 5
○介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関の指定	(同) 2	○都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧公告	(同) 5
○一般競争入札の落札者等	(医療対策課) 2		
○土地収用法に基づく事業の認定	(監理課) 2		
○県道の区域の変更	(道路整備課) 4		
		公安委員会	
		○石川県公安委員会が行う交通の規制の一部改正	5

告 示

石川県告示第493号

WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受ける特定調達契約につき、一般競争入札の落札者を決定したので、次のとおり落札者等について告示する。

平成27年10月16日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 落札に係る物品等の名称、数量及び調達方法
可搬型モニタリングポスト 13台 購入
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
石川県総務部管財課
金沢市鞍月1丁目1番地
- 落札者を決定した日
平成27年10月1日
- 落札者の名称及び所在地
日立アロカメディカル株式会社
東京都三鷹市牟礼六丁目22番1号
- 落札金額
54,756,000円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 一般競争入札の公告を行った日
平成27年8月21日

石川県告示第494号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成27年10月16日

石川県知事 谷 本 正 憲

居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
医療法人社団 仁志会	小松市上小松町丙41-1	リハビリ長寿～かるみ 道場～	小松市軽海町ソ53	平成27年 8月3日
特定非営利活動法人 ひなたぼっこ	七尾市小丸山台3丁目3 番地	ひなたぼっこ	七尾市小丸山台3丁目3 番地	平成27年 10月1日

石川県告示第495号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成27年10月16日

石川県知事 谷 本 正 憲

居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
医療法人社団 仁志会	小松市上小松町丙41-1	リハビリ長寿～かるみ 道場～	小松市軽海町ソ53	平成27年 8月3日
特定非営利活動法人 ひなたぼっこ	七尾市小丸山台3丁目3 番地	ひなたぼっこ	七尾市小丸山台3丁目3 番地	平成27年 10月1日

石川県告示第496号

WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受ける特定調達契約につき、一般競争入札の落札者を決定したので、次のとおり落札者等について告示する。

平成27年10月16日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 落札に係る物品等の名称、予定数量及び調達方法
灯油 147,000リットル 購入
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
石川県立高松病院事務局総務課経理係
かほく市内高松ヤ36
- 3 落札者を決定した日
平成27年9月25日
- 4 落札者の名称及び所在地
北星産業株式会社
金沢市片町2丁目3番17号
- 5 落札金額
50,652円／リットル
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
平成27年7月31日

石川県告示第497号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

なお、起業地の全部について、収用の手続が保留されているので、法第33条の規定に基づきあわせて告示する。

平成27年10月16日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 起業者の名称

野々市市

2 事業の種類

地域中心交流拠点施設整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分

野々市市本町2丁目地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、次のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

(1) 法第20条第1号の要件への適合性について

申請に係る事業は、野々市市本町2丁目地内を起業地とする「地域中心交流拠点施設整備事業」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、法第3条第22号に掲げる「社会教育法（昭和24年法律第207号）による公民館若しくは博物館又は図書館法（昭和25年法律第118号）による図書館」及び同条第32号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設」に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である野々市市は、必要な予算措置を講じることにより本件事業を遂行しようとするものであり、起業者は事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 得られる公共の利益

本件事業は、野々市市中央公民館、市民活動センター及び（仮称）野々市市観光物産拠点の機能を併せ持ち、それぞれの機能を連携させた複合施設として計画されたものである。

野々市市では、「野々市市第一次総合計画」において、市が持つ地域特性や歴史資源を活かし、魅力や好感度を高めようとする「野々市ブランドの確立」や、市民と行政が責任と役割を分担し、自分たちのまちは自分たちでつくるという「市民協働のまちづくり」を掲げ、その実現に向けた取り組みを推進している。

現在の野々市市中央公民館は、各種講座や市民サークルの開催場所として利用され、地域コミュニティの拠点に位置づけられているが、建設から30数余年を経過し、現行の耐震基準を満たしておらず、設備も老朽化しているうえ、エレベーターが未設置で、複雑な床面構造のため、バリアフリーに対応していない。

また、市民による主体的なまちづくり活動の担い手である住民有志やNPO等は、財政的な事情から固有の施設を持つことが難しく活動場所の確保に苦慮する状況にあり、各種市民団体の日常的な活動・交流のための場所が必要となっている。

他方で、野々市市の特産品や歴史・観光資源の認知度は高くなく、情報発信機能を強化し、テスト販売や展示等を通じて特産品等を紹介する観光物産拠点が必要となっている。

本件事業の完成により、耐震性能、バリアフリー性能等を満足する新公民館、市民団体の日常的な活動と各種団体間の交流スペースを設けた市民活動センター、及び特産品や歴史・観光資源の魅力を紹介する観光物産拠点の機能を併せ持つ施設が整備されることにより、市民交流や地域活性化とともに、地域コミュニティの醸成や、市民協働のまちづくりの定着、観光振興などに寄与するものと認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 失われる利益

本件事業の起業地内には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により、保護のため特別な措置を講ずべき文化財及び動植物は確

認められていない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地の選定については、

- (ア) 多くの市民を想定し、公共交通の利便性に優れ、一定の敷地面積が確保できること。
- (イ) 市の歴史・観光資源と密接な連携が図られる立地条件にあること。
- (ウ) 技術的に施工が可能であり、施設整備費等について経済性を有すること。

以上の条件により候補地として3箇所が選定され、各候補地の優劣を社会性、経済性等により比較検討されているが、本件事業の起業地申請案が最も適切と認められる。

よって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

4(3)アで述べたように公民館建物は老朽化しており、耐震基準を満たしておらず、市民がまちづくり活動場の確保に苦慮している等の状況にあるため、できるだけ早期にそのような状況の解消を図る必要があると認められる。また、利用者からも改修を望む要望が多数寄せられている。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までで述べたように、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

野々市市産業建設部都市計画課

6 収用の手続が保留されている起業地

野々市市本町2丁目地内

石川県告示第498号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更する。

なお、その関係図面は、平成27年10月16日から同月30日まで縦覧に供する。

平成27年10月16日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道 路 の 区 域				関係図面の縦覧場所
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m)	延長(m)	
寺中西金沢線	下記区間を道路区域に編入する。				県央土木総合事務所維持管理課
	金沢市赤土町リ90番1地先から 金沢市二ツ寺町イ100番1地先まで		9.70～12.94	161.6	

公 告

石川県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定により、石川県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（平成26年12月26日公表）の一部を平成27年10月2日に変更したので、次のとおり公表する。

平成27年10月16日

石川県知事 谷 本 正 憲

変 更 項 目	変 更 前	変 更 後
第1種特定海洋生物資源の平成27年の管理の対象となる期間及び知事管理量	(2) まいわし 平成27年1月から同年12月まで 18,000トン	(2) まいわし 平成27年1月から同年12月まで 21,000トン
第1種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項	まいわし 中型まき網漁業 10,200トン	まいわし 中型まき網漁業 12,000トン

都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により、野々市市から都市計画の決定に係る図書の写しの送付があったので、次のとおり縦覧に供する。

平成27年10月16日

石川県知事 谷 本 正 憲

都 市 計 画 の 種 類	縦 覧 場 所
金沢都市計画土地区画整理事業 (野々市市西部中央土地区画整理事業)	石川県土木部都市計画課及び野々市市産業建設部都市計画課
金沢都市計画土地区画整理事業 (野々市市中林土地区画整理事業)	〃
金沢都市計画道路 (3・4・77号野々市中央公園西線)	〃

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、野々市市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、次のとおり縦覧に供する。

平成27年10月16日

石川県知事 谷 本 正 憲

都 市 計 画 の 種 類	縦 覧 場 所
金沢都市計画用途地域	石川県土木部都市計画課及び野々市市産業建設部都市計画課
金沢都市計画道路 (3・3・13号高尾郷線、3・4・30号四十万末松線、3・4・41号堀内上林線)	〃
金沢都市計画下水道 (野々市市公共下水道)	〃
金沢都市計画公園 (5・4・201号野々市中央公園)	〃

公 安 委 員 会

石川県公安委員会が行う交通の規制（昭和47年石川県公安委員会告示第48号）の一部を次のように改正する。

平成27年10月16日

石 川 県 公 安 委 員 会

別表第11（最高速度の指定）金沢西警察署管内の表に次のように加える。

217	市道	ゾーン30 (1)金沢市駅西新町3丁目2108番地先 (2)金沢市駅西新町3丁目3番5号先 (3)金沢市駅西新町3丁目801番地先 (4)金沢市駅西新町3丁目16番27号先 (1)から(4)までの場所を結ぶ線に囲まれた区域内の道路	約2,600 メートル	毎時30キロ メートル	終日	車両（けん引 ③を除く。）
-----	----	--	----------------	----------------	----	------------------

別表第11（最高速度の指定）大聖寺警察署管内の表56及び171の項を次のように改める。

56	削	除
171	削	除